

岩手県告示第161号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和元年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和元年5月14日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 山王水道工事有限会社
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ六丁目8番4号
    - ウ 代表者の氏名 大矢貫悦
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第1407号
  - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和元年5月13日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成31年4月16日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社丸義工務所
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市東中野字見石35番地4
    - ウ 代表者の氏名 横澤昭博
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第5409号
  - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成31年4月15日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和元年6月4日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社竹花建設
    - イ 主たる営業所の所在地 久慈市大川目町第28地割22番地
    - ウ 代表者の氏名 竹花恵利子
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第6330号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和元年6月3日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成31年4月12日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社横井内建設
    - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡軽米町大字上館第19地割93番地
    - ウ 代表者の氏名 横井内正浩
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第6739号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成31年4月3日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和元年6月17日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 小原建設

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市三ツ割二丁目1番14号

ウ 代表者の氏名 小原光秀

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第8588号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年6月7日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成31年4月16日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 千代川建築

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町大沢第7地割100番地2

ウ 代表者の氏名 千代川正

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第9076号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成31年4月8日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成31年4月26日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 東工株式会社

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町流通センター南三丁目7番12号

ウ 代表者の氏名 藤村明夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第9148号

(3) 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業、塗装工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成31年4月25日付けで建築工事業、とび・土工工事業、塗装工事業及び防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和元年6月19日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社中村工務所

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町西根合野々55番地2

ウ 代表者の氏名 中村幸志

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第9380号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年6月18日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 令和元年6月28日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社秀友  
イ 主たる営業所の所在地 北上市滑田19地割103番地12  
ウ 代表者の氏名 伊藤秀夫  
エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第9896号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(4) 処分の原因となった事実 令和元年6月27日付けで建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 10(1) 処分をした年月日 平成31年4月19日  
(2) 処分を受けた者  
ア 商号又は名称 坂下工業  
イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町大野第45地割15番地10  
ウ 代表者の氏名 坂下重春  
エ 許可番号 岩手県知事許可（般-30）第10153号  
(3) 処分の内容 左官工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(4) 処分の原因となった事実 平成31年4月18日付けで左官工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 11(1) 処分をした年月日 平成31年4月26日  
(2) 処分を受けた者  
ア 商号又は名称 株式会社北東ビルサービス  
イ 主たる営業所の所在地 盛岡市馬場町5番23号  
ウ 代表者の氏名 畠一平  
エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第20362号  
(3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(4) 処分の原因となった事実 平成31年4月25日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 12(1) 処分をした年月日 令和元年5月7日  
(2) 処分を受けた者  
ア 商号又は名称 鈴木土木工業  
イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字西徳田第5地割20番地82  
ウ 代表者の氏名 鈴木秀雄  
エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第20435号  
(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(4) 処分の原因となった事実 平成31年4月26日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 13(1) 処分をした年月日 令和元年6月12日  
(2) 処分を受けた者  
ア 商号又は名称 株式会社オービットワン  
イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町二日町字西七久保46番地4  
ウ 代表者の氏名 佐藤大実  
エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第20792号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年6月11日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 令和元年5月28日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社三和空調サービス

イ 主たる営業所の所在地 花巻市本館164番地1

ウ 代表者の氏名 熊坂育子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第40047号

(3) 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年5月24日付けで電気工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 平成31年4月4日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社プランテック

イ 主たる営業所の所在地 北上市鬼柳町鷹鳥羽104番地

ウ 代表者の氏名 鈴木勝夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第50228号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成31年4月4日付けで土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

16(1) 処分をした年月日 平成31年4月19日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社遊佐建築

イ 主たる営業所の所在地 一関市川崎町薄衣字栃木29番地

ウ 代表者の氏名 遊佐芳國

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第80012号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成31年4月17日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

17(1) 処分をした年月日 令和元年5月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 小村建築

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町種市第1地割15番地125

ウ 代表者の氏名 小村俊也

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第140043号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成31年4月26日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

18(1) 処分をした年月日 令和元年6月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 三浦板金工作所

イ 主たる営業所の所在地 二戸市浄法寺町大字大清水字前田57番地

ウ 代表者の氏名 三浦富雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第150053号

(3) 処分の内容 板金工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年6月18日付けで板金工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。